

昭和四十二年大蔵省令第五十一号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
施行令第二条第一項第三号に規定する担保
権者を定める省令

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行
令第一条第三号の規定に基づき、第二回特別給付
金国庫債券の担保権の設定に関する省令を次のよ
うに定める。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施
行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第二
条第一項第三号に規定する担保権者となること
ができる者は、次に掲げるものとする。

株式会社日本政策金融公庫
沖縄振興開発金融公庫

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十七年七月一五日大蔵省令
第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十四年五月二一日大蔵省令
第二八号） 抄

1 この省令は、昭和五十四年十月一日から施行
する。

附 則 （平成一一年九月三〇日大蔵省令
第八七号）

この省令は、平成十一年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成二〇年九月三〇日財務省令
第六一号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則 （平成二七年三月三一日財務省令
第一四号）

この省令は、平成二七年四月一日から施行
する。